

市原市公募型見積合せ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市原市が発注する随意契約のうち公募型見積合せについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び市原市契約規則（昭和62年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型見積合せとは見積の相手方を特定せず、案件を公開し、見積合せ参加希望者からの見積書提出により契約の相手方を決定する方式の見積合せをいう。

(対象案件)

第3条 公募型見積合せの対象は、次の各号に掲げるもののうち、新年度当初から契約を行う必要があるものとする。

- (1) 予算額が1,000万円以上の印刷製本
- (2) 予算額が1,000万円以上の財産の買入れ及び工事用原材料の調達
- (3) 予算額が1,000万円以上の物件の借入れ
- (4) 1件当たりの設計金額が1,000万円以上の特定役務の調達

2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、公募型見積合せにすることができる。

(執行方法)

第4条 公募型見積合せは、電子入札システムを使用して行うものとする。ただし、電子入札システムが不調の場合又は電子入札システムでは対応できない場合は、この限りではない。

(参加資格)

第5条 公募型見積合せに参加しようとする者（以下「見積者」という。）は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除くほか、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 市原市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を公募型見積合せに関する公告（以下「見積公告」という。）の日から契約の相手方の決定日までの間に受けていない者
- (3) 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を見積公告の日から契約の相手方の決定日までの間に受けていない者

- (4)見積公告の日から起算して前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者
- (5)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては見積公告の日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (6)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては見積公告の日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

2 市長は、前項各号に規定する場合のほか、案件の性質等により次の各号に掲げる要件を付して、参加資格を定めることができる。

- (1)見積者の事業所又は営業所等の所在地
- (2)過去 15 年度間（見積公告の日から 15 年前の日が属する年度の初日を含む間をいう。以下同じ。）を限度とした対象案件と同種の元請けとしての施行実績
- (3)配置する技術者の資格又は過去 15 年度間を限度とした施行実績
- (4)その他市長が必要と認めるもの

3 物品購入等業者指名選定要領第 2 条で定める選定の基本方針及び第 3 条で定める選定業者数は、前項第 1 号で定める参加資格の設定に関して準用する。

（見積公告）

第 6 条 公告は、市原市公告式条例施行規則（昭和 42 年規則第 21 号）第 2 条の規定に基づく掲示の方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市原市ウェブサイト等に公開する方法によることを妨げない。

（設計図書等の公開）

第 7 条 設計図書等は、見積公告日以降速やかに市原市ウェブサイト等に電子データとして公開する。ただし、電子データとして市原市ウェブサイト等に公開することができない場合は、紙又は電子媒体により貸与又は配布することができる。

（現場説明会）

第 8 条 現場説明会は、原則として行わない。ただし、必要があると認める場合は当該案件に関する現場説明会を開催するものとする。

（見積書の提出）

第 9 条 見積者は、電子入札システムを使用して見積公告に定める期間に見積書を提出するものとする。

2 前項の場合において、見積公告で見積内訳書の提出を求められた場合は、電子入札システムを使用して見積内訳書を提出するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、電子入札システムを使用して見積書又は見積内訳書

を提出できない場合は、紙により提出することができる。

(公募型見積合せの執行)

第10条 公募型見積合せの執行は公開で行う。ただし、執行に重大な支障を及ぼすおそれがある場合その他公開しないことが必要と認められる場合には、非公開で行う。

(契約の相手方の決定)

第11条 公募型見積合せの結果、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書を提出した者を契約候補者として指名し、参加資格を審査する。

2 前項の審査の結果、参加資格があると確認された契約候補者を契約の相手方と決定する。この場合において、他の見積書を提出した者の参加資格は審査しない。

3 第1項の審査の結果、参加資格がないと判断された契約候補者の見積は無効とする。この場合において、当該見積が無効とならなかった者のうち、予定価格の範囲内で2番目に低い価格をもって見積書を提出した者を契約候補者として再指名する。

4 以下、契約の相手方が決定するまで前3項の規定による審査を繰り返すものとする。

5 前4項の場合において、同価格の見積書を提出した者があった場合は、くじにより契約候補者を決定する。

(契約の締結)

第12条 公募型見積合せは、新年度の予算が成立した場合に契約の相手方と契約を締結するものとする。

(結果の公表)

第13条 公募型見積合せの結果は、新年度開始後、遅滞なく公表するものとする。

2 公表に関する取扱いは、市原市入札結果の公表に関する事務取扱要領を準用する。

(理由説明)

第14条 市が参加資格の確認を行った場合において、参加資格がないと通知された者で異議がある者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に書面をもってその理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に書面をもって回答しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 参加資格の確認を受けるために提出された書類は、法令等に特別の規定があるものを除き、返却又は公表しないものとする。

(電磁的記録による通知等)

第16条 本要綱で定める通知等は、電子入札システムその他インターネット等を利用した電磁的記録をもって行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、公募型見積合せの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年2月6日から施行する。